

保育施設における虐待・不適切保育の防止について

～保育者の意識と職場環境～

倉石哲也
武庫川女子大学

講義の柱

- 保育における虐待等の防止
- より質の高い保育を目指す
～子どもの人権を尊重する意識

保育における虐待等の防止

背景

- 2022年12月に保育施設での保育者による虐待行為がマスコミに報道されるや否や、保育・教育現場では様々な緊張が生じています。
- 保育者は自分たちの行為が虐待や不適切保育に該当するのではないかと。報道されているのは氷山の一角でしかなく、自分がいつ不適切保育（虐待）をしてもおかしくないといった不安を抱えています。
- 最も大切なことは、子どもの安全と安心と健全な発達を保障することですが、不安を抱えたままでは、適切な保育の提供に支障が出るおそれもあります。
- 不適切保育（虐待）が生じる背景を知り、現状に照らし合わせることで、自身や園全体で保育を振り返る習慣を作ることが重要です。
- 同時に、不適切保育を生じさせないためには、こういった取り組みが必要なのかを考えることも重要です。

背景

- ❖近年、保育のニーズ或いは保育形態の多様化が進んでいます。
- ❖保育所等保育への期待から、生活上の様々な困難や子どもの発達上の課題を抱えた家庭の保育利用が促されるようになりました。
- ❖一方で、11時間保育、保育士不足、コロナ禍等により、保育者は非常に多忙な業務を担うことになっています。多忙な中、保育の専門性が発揮されると共に、様々な保護者のニーズや子どもの言動に、意図せずして、不適切な対応や保育を生じさせる可能性は低いとは言い切れません。
- ❖不適切な保育が生じた場合には、事実と要因等を迅速に確認し、市町村等に報告するとともに再発防止策を立て、保護者等に丁寧に説明を行う必要があります。

テーマの背景

- 認可保育施設等での園児暴行事件
他 不適切保育事案の多発
- 厚生労働省による全国調査（認可保育園） 2022年12月
👉 調査が実施された背景
- 調査結果
不適切保育 914件
暴力などの「虐待」 90件
－ 身体36件、心理42件、ネグレクト4件（重複）

課題意識

幼児教育・保育の質の確保と向上及び保育の現場における虐待等の防止

- ②保育者は在園児を中心に地域の全ての子育て家庭への支援を目指し、多様なニーズに対応すべく献身的な働きのもと、的確かつ適切な保育の提供に尽力している。
- ③しかしながら今般、一部の保育所・保育者による園児への虐待等が明らかになり、保育の質が問われるようになった。

保育所等における虐待等の防止及び
発生時の対応等に関するガイドライン

令和5年5月
こども家庭庁

保育所・認定こども園等における

人権擁護のための
セルフチェックリスト

～「子どもを尊重する保育」のために～

全国保育士会

課題意識

幼児教育・保育の質の確保と向上及び保育の現場における虐待等の防止

④改めて保育の質が問われるようになったこの機会において、保育の質を問い直すことには相応の意義がある。「保育の現場における虐待等の防止」と「保育の質の確保と向上」は二律背反ではなく、保育を軸とした両輪で稼働すべきである。

⑤「保育の現場における虐待等の防止」と「保育の質の確保と向上」という両輪を稼働されるための課題を具体化し、分科会でさらに細目に及び検討することにより、両輪稼働を有機的なものにする。

⑥併せて「保育の現場における虐待等の防止」と「保育の質の確保と向上」は、自治体と園が一体となった高いレベルで実現されるべき課題であると認識したい。

保育所等における虐待防止等に関するガイドライン

保育所等における虐待等の防止及び 発生時の対応等に関するガイドライン

令和5年5月
こども家庭庁

こども家庭庁 <https://www.cfa.go.jp/pdf>

目次

1 はじめに

- (1) 本ガイドラインの位置づけ
- (2) 虐待等と不適切な保育の考え方について
- (3) 保育所等、市町村及び都道府県における対応のフローチャート

2 保育所等における対応

- (1) より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等
- (2) 虐待等に該当するかどうかの確認
- (3) 市町村等への相談
- (4) 市町村等の指導等を踏まえた対応
- (5) さらにより良い保育を目指す

3 市町村・都道府県における対応

- (1) 未然防止に向けた相談・支援、より良い保育に向けた助言等
- (2) 保育所等からの相談や通報を受けた場合
- (3) 事実確認、立入調査
- (4) 虐待等と判断した場合
- (5) フォローアップ

① 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要）

調査の結果、
 ・「不適切な保育」の捉え方や
 ・保育所、自治体における取組・対応に
 ばらつきが見られた。



調査結果を踏まえ、
 ・「不適切な保育」の考え方を明確化
 ・保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応に関して、保育所等、
 各自治体に求められる事項等を整理

「不適切な保育」や「虐待等」の考え方

〔「不適切な保育」や「虐待等」の考え方のイメージ図〕

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかわり

虐待等と疑われる事案(いわゆる「不適切な保育」)

- 虐待等**
- 身体的虐待
 - 性的虐待
 - ネグレクト
 - 心理的虐待
- その他、こどもの心身に有害な影響を与える行為

虐待	「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」に該当する行為
虐待等	「虐待」に加えて「こどもの心身に有害な影響を与える行為」を含んだ行為 <small>※児童福祉施設設備運営基準第9条の2で禁止される「法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為」と同義。</small>
不適切な保育	「虐待等」と疑われる事案※
「望ましくない」と考えられるかわり	こどもの人権擁護の観点から「望ましくない」と考えられるかわり

(※) これまで「不適切な保育」と全国保育士会の「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」の5つのカテゴリー（①子ども一人ひとりの人格を尊重しないかわり、②物事を強要するようなかわり・脅迫的な言葉がけ、③罰を与える・乱暴なかわり、④一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかわり、⑤差別的なかわり）とを同じものと解していたが、同カテゴリーの中には「不適切な保育」とは言えないものも含まれており、「不適切な保育」の位置づけを見直した。

保育所等、市町村及び都道府県における対応のフローチャート



(「虐待等」と「虐待等と疑われる事案(不適切な保育)」の概念図)

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり

ヒヤリハット等職場内研修で意識を高め予防する
- 自己評価、チェックリストの活用

虐待等と疑われる事案(いわゆる「不適切な保育」)

虐待等

虐待

- 身体的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト
- 心理的虐待

この他、こどもの心身に有害な影響を与える行為

不適切保育
= 虐待の認識

職場で事実確認

- 職場で適切な対応と自治体へ報告
- 再発防止策と第三者による評価

保育所等における、職員による子どもに対する虐待

行為類型	具体例
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的に子どもを病気にさせる行為 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為 など
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> 下着のままで放置する 必要の無い場面で裸や下着の状態にする 子どもの性器を触るまたは子どもに性器を触らせる性的行為（教唆を含む） 性器を見せる 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる） 子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せる など
ネグレクト	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、体調を崩している子どもに必要な看護等を行わない、子どもを故意に車の中に放置するなど 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など） おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにするなど 泣き続ける子どもに長時間関わらず放置する 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行う 適切な食事を与えない 別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す 虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他の子どもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する 他の職員等が子どもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する その他職務上の義務を著しく怠ること など

心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど 他の子どもとは著しく差別的な扱いをする 子どもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど 子どもの心を傷つけることを繰り返すなど（例えば、日常的にからかう、「バカ」「あほ」など侮蔑的なことを言う、子どもの失敗を執拗に責めるなど） 子どもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど（例えば、食べこぼしなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言う、子どもの大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てるなど） 他の子どもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う 感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする など
-------	---

※このほか、子どもの心身に有害な影響を与える行為を含め、虐待等と定義する。
 ※個別の行為等が虐待等であるかどうかの判断は、子どもの状況、保育所等の職員の状況等から総合的に判断する。その際、保育所等に通う子どもの立場に立って判断すべきことに特に留意する必要がある。
 ※上記具体例は、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」や「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」等で示す例を参照し、保育所等向けの例を記載したもの。

保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン
子ども家庭庁（令和5年5月）

(参考) 「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査」 (令和4年12月～2月実施)の結果について(概要)

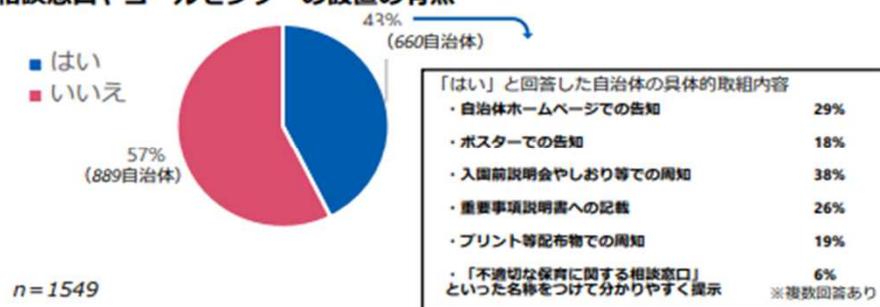
- 自治体等に対して、令和4年4月～12月の「不適切な保育」(子ども一人一人の人格を尊重しない関わりなど5つの類型に該当する行為(※))を調査したところ、保育所(22,720施設)については、市町村が当該行為が疑われるとして事実確認を行ったのは1,492件。このうち、市町村が当該行為の事実を確認したのは914件(事実確認後、都道府県に対して情報提供を行った割合は9.5%)。

このうち、市町村が「虐待」と確認したのは90件(事実確認後、都道府県に対して情報提供を行った割合は27.8%)。

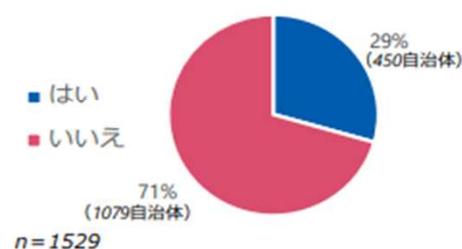
(※) ①子ども一人一人の人格を尊重しない関わり、②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ、③罰を与える・乱暴な関わり、④子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり、⑤差別的な関わり

- また、自治体等の体制等や未然防止の取組は下記のとおり。

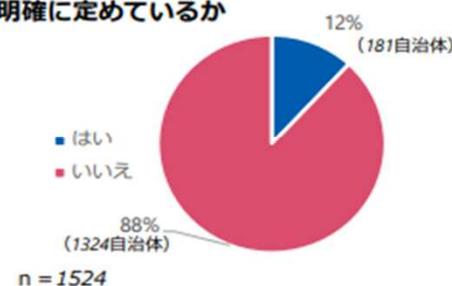
相談窓口やコールセンターの設置の有無



施設から自治体への報告基準や手続を各施設に周知しているか



緊急性等の判断プロセス及び判断基準を明確に定めているか



(注1) 自治体等に対する調査について、保育所の回収率は88.2% (47/47(都道府県)、1530自治体/1741(市町村+特別区))

(注2) 同様の調査を、地域型保育事業、認可外保育施設、認定こども園(全類型)、幼稚園・特別支援学校幼稚部(※)に対しても実施しており、調査結果はHP掲載

(※) 幼稚園・特別支援学校幼稚部に係る個別事業の件数は、別調査(体罰の実態把握について)より把握

(注3) 保育所の数は、令和3年社会福祉施設等調査より(令和3年10月1日時点)

- 施設に対して、令和4年4月～12月の「不適切な保育」の件数を尋ねたところ、保育所については、0件と回答した施設が73%(15,757施設)、1～5件まで合わせると90%(19,369施設)となった一方で、31件以上の件数を回答した施設(82施設(全体の0.4%))から、全体の約4割の件数の回答があり、「不適切な保育」の捉え方にばらつきが見られた。

(注1) 施設に対する調査について、保育所の回収率は95.3% (21,649施設/22,720施設(令和3年社会福祉施設等調査より(令和3年10月1日時点)))

(注2) 同様の調査を、地域型保育事業、認可外保育施設、認定こども園(全類型)に対しても実施しており、調査結果はHP掲載

保育現場で虐待等が生じる背景

■ 保育者の認識と保育環境

(1) 保育者の認識

これまで特段問題とは認識されていなかった行為であっても、こどもの最善の利益という考えが定着している。保育者は経験や自身の常識を過信せず、こどもとの関りを振り返り、こどもの最善の利益が尊重されているか意識する必要がある。

保育者が良かれと思った行為であるために、その行為がこどもの権利を侵害するという重大さに気づいていない状況も考えられる。社会の意識が高まっていることを認識し、自身の常識をアップデートする必要がある。

(2) 職場環境

保育者一人一人にかかる負担は増加している。保育者が多様な対象のニーズに対応することが求められている状況では、保育者が丁寧に向き合い、対応する十分な時間が確保されない事態も起こり得る。

職場において、保育を振り返る機会や話し合う機会を通して、保育者が相互に気づきを高め、連携が高まることが考えられる。一方そのような機会がないままに日々が過ぎることで、保育者は気づかないまま、過信による不適切な関りをしてしまう危険性が高まる。

子どもの理解に当たって意識したいこと

自分自身の 枠組みや視点の自覚

- 自分の決めつけや思い込みをもとに、子どもを見ていないか
- 活動の内容や出来不出来といった結果のみに目を向けていないか
- 一定の基準や子ども同士の比較から、一人一人の子どもの違いを優劣として捉えていないか

関係の中での理解

- 自分は、どのような思いや願いをもって子どもに関わっているか
- 自分の関わり方や保育中の状況は、子どもにとってどのように感じられているか

多面的な理解

- 他の保育士等や保護者から聞く子どもの様子や子どもの話したことなどからは、子どものどのような一面がうかがわれるか
- 異なる場面での姿を比べてみることによって、子どもの特徴や育ち、思いなどについて、どのようなことが見えてくるか

■ 保育現場で虐待等を防止する職場環境等の整備

- － 保育者の葛藤
- － 虐待が起きる時
- － 職場環境
- － 人権意識を高める

保育者の葛藤

—一人一人を大切にしたいからこそ

- 一人一人を大切にしているからこそ・・・
 - ‘できないことをできるようにさせたい’
 - ‘こどもが困らないようにしてあげたい’（解決策を提示しなければならない）
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を目指したい

健康な心と体
自立心
協同性
道徳性・規範意識の芽生え
社会生活との関わり
思考力の芽生え
自然との関わり・生命尊重
数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
言葉による伝え合い
豊かな感性と表現

保育者の葛藤

－生活の場（暮らし）とは？

○生活の場（暮らし）とはどういうことか

個が尊重される場；一人一人のリズムと仲間との波長

－乳幼児期はこどものリズムを尊重した生活が提供される

一人一人のテンポと保育時間の流れ方

生活リズムと生活スキルの獲得

－何百回、何千回と繰り返される中で獲得される力

－保育は‘生活の場’といえるのか？ という疑問

－「集団」と「時間制限」→→→調整しなければならない

保育者の葛藤

－（保育）の流れとこども

○調整はこども中心であるべきだが・・・

－保育・教諭の「揺らぎ」

－一緒に生活しているからこそ起きる焦りやイラッとする感覚

－倫理ジレンマ；

権利条約4原則の一つ「こどもにとって最も良いことを行う」

時間、集団、組織、価値観から受ける制約（ジレンマ）

－こども主体であり大人主体である現実を受け入れる

その上で、こどもにとって最も良いことは何か？を追究する

保育者の葛藤

－保育を語り合う場

- その日のこどもの姿を語り合い
 - 保育の内容や場面を振り返り
 - 自らの心の動きを見つめ受入れながら
 - 保育を語り合う場の必要性
-
- こどもの姿が共有され（多面的理解）
 - 自身の上手くいかないことが許され
 - 次の展望が開かれる場の必要性

虐待等が起きる時

■ こどもとの支配的な関係が生じる背景

- 倫理観の欠如と支配的關係
- こどもと健全で適切な関係が作れなくなる時
- 集団保育で起きる「力学」
「比較」から生じる「差別化」
- 悪者を作ることによって（子ども集団が）まとまる（スケープゴード）

■ 保育者としての感情労働の落とし穴

- 表層演技と深層演技のバランス

虐待等が起きる時 – triggerを知る

- こどもの気になる行動（修正させたい行動）
- こどものために、と思いつつも、自分の（気になることを無くしたい）ために

‘切り替えの悪さが・・・’

‘食事で残すことが・・・’

‘大きな声を出すのが・・・’

‘整理整頓が・・・’

‘気になる = 囚われている信念（～させないといけない心理）’

子どもの‘何が’、自分のイライラを
起こす（Trigger）原因になるのか？

- 自身の信念や価値観に対する内省が不足していると‘イライラ’
- こどもに責任を転嫁し、引き金が引かれる
- 対策として、頭の中でシャークミュージックが流れる時を自覚する

虐待等が起こる背景－職員の葛藤；燃え尽き症候群

燃え尽き症候群の3つの要素

①達成感欠如

仕事の満足度が低下する

他者や組織・現場に貢献しようとする意識が低下する

②情緒枯渇

喜怒哀楽が消失する（感じられない）

淡々と仕事をこなすことが増える（感情が沸いてこない）

コミュニケーションが低下する（他者と理解しあおうとしない）

③脱人格化

人との接触を避け始める（事務的仕事が好む）

利用者（こども、保護者）に非人間的な対応をしがちになる

施設内虐待などの発生要因にもなり得る

職場環境（支援ジレンマ）

保育士で職務に賢明な人は自分がその子どもの育ちを支える**最もふさわしい存在であると信じたい**



支援は受けたいが、批判されたくないという思い



他者からの**承認を絶えず求めたくなる気持ち**が強くなる



支持され、助けられ、教えられ、承認されたいといった願望を持っているが、**支援を一方向的に受ける立場に陥りたくない**

本質的なコミュニケーションが生まれにくい

職場環境（安心できない）

- ほっとできない緊張感
→ ノンコンタクトタイムの保障
- 職員同士が（配慮しつつ）思ったことが言えない
（自分が）良いと思うことができない
→ （ある程度）自由な発言が許容される受容的ミーティング
☞ 「言い分」に耳を傾ける
- 不安や不満を抱え込む保育士
→ ‘ヒヤリハット’等を日常的に共有する習慣づけが重要

職場環境（対人援助職場の特色）

■感情管理（ホックシールド2000）

- ころろの中で思う内面と異なる行動を他者に見せる場合の行動を「**表層演技**」と呼びます surface acting
- 職員の成長によって内面と行動が一致する「**深層演技**」へと変化する場合があります deep acting
- しかし、プログラムや職員の行為の意味を考慮をしなければ、表層の行為だけを真似ることになります

職場環境（自律性や裁量が低い）

① 自律性の低い職場

- ・ 自らの意思ではなく、他者から強制されることが多い
- ・ 仕事をやり遂げたとしても、充実感よりも徒労感が残る

② 一方的なコミュニケーション

- ・ 上位者の決定を伝達されるだけ、命令を受けるだけではストレスは増大する
- ・ 多忙で過重な負担があっても自分の力で軽減し解消ができなくなる

③ 仕事の進め方に裁量の余地がない

- ・ 役割が不明確で、責任の範囲が決まらず、特定者に負担が過重する
- ・ 参加型の規律は消耗感を解消し、職務への満足感が高まる

子どもの人権尊重の意識を高める

1. ガイドラインを活用する

- 保育所における自己評価ガイドライン
- 全国保育士会作成のチェックリスト など

2. 研修と自己評価

- 園内研修を実施する
- 職員の自己評価を定例化する
- 自己研鑽（SDS = Self Development System）の体制を作る

3. 当事者の声を聴く

- 利用者の声を聴く

4. 体制を整備する

- 人権侵害（虐待等）の防止のための体制を作る 「保育の質向上の担当者設置」等



※子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかかわり <small>あなたの保育では?</small>	チェック欄	より良いかかわりへのポイント
1	登園時	朝、母親に抱かれて、なかなか離れられない子どもに「ずっと抱っこしてもらっていると恥ずかしいよ」と言葉をかける。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	「恥ずかしい」という表現は、大人の価値観の押しつけになる可能性があります。 たとえば、「お母さんの抱っこって嬉しいね」等、子どもの気持ちを受け止め、子どもが好きな遊びに誘うなどして気持ちを切り替えられるよう働きかけると良いでしょう。
2	日中	製作活動で子どもが描いた作品をみて、「そこ違うよ。もう一枚描いてみる?」とだけ言って、描きなおすように働きかけた。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもが自ら描いた作品を否定するのではなく、子どもの自由な発想を認めるかかわりをしましょう。
3		排泄の失敗への対応をその場で行ったり、周囲に知らせたり、その失敗を責める言葉がけをする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもの羞恥心や傷ついた気持ちに配慮し、トイレ等の人目につかない場所で、「着替えをしたら気持ちよくなるからね」等と声をかけて対応しましょう。

❖罰を与える・乱暴なかわり

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかわり <small>あなたの保育では?</small>	チェック欄	より良いかわりへのポイント
1	日中	子どもの人数チェックをする際、子どもの頭を手ではたくようにして人数を数える。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>(したことがある)</small>	子どもによっては、頭を叩かれたと感じることもあります。人数をチェックする際も、一人ひとりの顔を見ながら、丁寧にかわりましょう。
2		並ぶときなどに、子どもの自発的行動を待てず、腕を掴んで引っ張る。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>(したことがある)</small>	大人が子どもの腕を引っ張ると、説教等のけがをする恐れがあります。丁寧な言葉がけで、子どもが納得して自ら行動できるよう配慮しましょう。
3		子どもを注意する際に、「だめよ!」と言って子どもの手を叩く。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>(したことがある)</small>	叩くという行為は虐待です。また、保育者の「叩く」という行動を子どもが真似てしまうこともあります。暴力的な行動によって指示に従わせることはやめましょう。
4	午睡時	なかなか眠らない子どもに布団を頭からかぶせるなどして強引に押さえつけ、パンパンと強く布団を叩く。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>(したことがある)</small>	布団を頭からかぶせる行為は子どもに恐怖心を与え、窒息の危険性もあります。また、強く叩いても、子どもは眠ることができません。子どもにそっと手を添えたり、ゆったりとリズムを刻むなど、子どもが安心できるかわりをしましょう。
5	その他	保育者が子どもに注意をしたが、言うことを聞かなかった子どもに対し、廊下に立たせる、散歩に行く際に置いて行こうとするなどの罰を与える。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>(したことがある)</small>	保育者の言うことを聞かない等の理由で罰を与えることは、虐待です。子どもたちが見通しを持って行動できるよう、具体的に分かりやすい言葉がけをしましょう。

❖一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかわり

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかわり <small>あなたの保育では?</small>	チェック欄	より良いかわりへのポイント
1	降園時	いつも時間ぎりぎりのお迎えになる子どもに対して、「〇〇ちゃんのお母さん、今日も遅いね」と言う。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもは口には出さなくても、最後のお迎えになることを耐えている場合が多くあります。「大丈夫だよ、先生と一緒に待っていようね」等、子どもの気持ちに寄り添った、温かい言葉がけをしましょう。
2	その他	登園が遅い、服が汚れている、お風呂に入っていない、提出物の遅れ等の際に、子どもに「また〇〇君のお母さん忘れたの。いつも忘れて困るね。」や「昨日お風呂に入れてもらわなかったの。」など否定的な言葉がけをする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもや家庭の置かれている現状はさまざまです。保護者を否定されることで、子どもは自身の存在も否定されている気持ちになります。保護者を否定するようなことは、子どもに対して伝えないようにしましょう。
3		いつもぎりぎりの時間にお迎えにくる保護者に「いつもぎりぎりですね」と言ったり、保護者が提出物を忘れた際に「いつも忘れて困ります」と言ったりする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	保護者への支援も、保育者の業務の一つです。保護者に対して、否定的な言葉がけをするべきではありません。一人ひとりの保護者の状況をふまえ、保護者の養育力の向上につながるようなかわりを心がけましょう。
4		「お休みの日にどこに行ったかお話して」との問いかけについて、クラスの子どもたち『全員』に発表してもらう。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもたちの家庭の経済状況や環境の違いを理解し、子どもの気持ちに配慮した問いかけを心がけましょう。

❖差別的なかかわり

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかかわり <small>あなたの保育では？</small>	チェック欄	より良いかかわりへのポイント
1	登園時	挨拶をしてきたか否かにかかわらず、特定の子どもにだけ「おはよう」と言葉かけをする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>(したことがある)</small>	特定の子どもだけに挨拶をするのではなく、どの子どもに対しても、一人ひとり顔をみて挨拶しましょう。また、登園時は視診の時間であることも意識しましょう。
2	日中	いつまでも泣いている男の子に、「男の子だからいつまでも泣かない」や、乱暴な言葉使いをする女の子に「女の子だからそんな言葉を使ったらいけない」と注意する。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>(したことがある)</small>	性別を理由に注意することは、差別的なかかわりです。一人ひとりの違いを認め、かかわりましょう。
3	昼食時	少食の子に対して、子どもの意見を聞かず、初めから非常に量を少なくして配膳する。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>(したことがある)</small>	子どもの意見を聞かず、給食の量を「初めから極端に減らす」ことは、子どもの思いを無視した行為です。子どもが、「少なくして欲しい」と自分の思いを発せられるようにかかわることが大切です。
4	午睡時	寝かしつける際に、いつも同じ子どものそばにはかりつく。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>(したことがある)</small>	特定の子どもばかりを極端にひいきすることは、差別的なかかわりです。子ども一人ひとりの背景や思いに配慮しつつ、平等に対応することも必要です。
5	降園時	クラス全員で帰りの支度をしている時に、なかなかできない子どもに、「〇〇ちゃんは早くできないのね、だめな子になっちゃうよ」と言う。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <small>(したことがある)</small>	子どもの心を傷つける言葉づかいは、子どもの人格を否定する行為です。また、他の子どもたちの前での保育者の愚意ある発言は、子ども同士の「いじめ」につながることもあります。

人権擁護のためのセルフチェックリストを用いた保育の振り返り (全国保育士会有志)

「自己過信」、「問題意識の欠如」、「責任転嫁」が日常化していないか？

‘私は大丈夫、こどもと信頼関係は保っている’

‘多忙なために少々のごことは仕方がない’

‘してはいけないことはしっかり躰けないといけない’

‘集団保育では限界がある、一人のこどものペースに合わせることはできない’



- 心理的虐待は客観的な共通の境界線を引くことは困難
- 「してはいけない」ではなく、「していいこと、すべきこと」を蓄積する
(山縣)

こどもの発達保障

– できないときこそ、支えが必要

なぜ、失敗したときに支えが必要なのでしょう？ －愛着（attachment）の視点

<愛着とは>（ジョン・ボウルビー）

⇒'くっつく'という意

1. 広義（広く一般に考える）

「こどもと養育者の間で交わされる情緒的交流」

2. 狭義（狭く＝専門的に考える）

「こどもが不安を感じたり、危機的だと感じる状況（泣く、癩癩、駄々をこねる、衝動的になる等）で、特定の養育者（日常的に関わる大人）との間で情緒的な安定を取り戻そうとする行為」

なぜ、失敗したときに支えが必要なのでしょう？

－ 愛着と人格形成

■ 自己効力感と自尊感情を育てる

❖ 困ったときに人は助けてくれる（攻撃しない）

－ 他者への信頼感を育てるベース（認知力）

❖ 周りは自分を守ってくれる（攻撃しない）

－ 周囲（社会）への信頼感を育てるベース

❖ 自分は助けてもらえる

－ 自分への信頼を高めるベース



❖ 人と自分を信じることができる「信頼系」を形作る

なぜ、安心と安全が必要なのか？

－ 愛着と社会・情動的な側面の発達

社会・情動的な側面の発達：

① 目標に向かって頑張ることができる

- ・ 失敗を恐れすぎない
- ・ 失敗を支えられた体験が支えとなる

② 人とうまく関わるることができる

- ・ 支えられた体験は信頼する力を作る
- ・ 支えられ、支える関係を作る

③ 感情が（ある程度）コントロールできる

- ・ 不安や怖れを経験を、養育者との間で落ち着いたやり取りで克服することで身につきます



◆ 社会・情動的な側面の発達が、人間の精神発達、ストレス耐性、社会的自立を促す

■ 不適切な教育・保育を防止するための課題

保育者による虐待等の禁止

- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第25条（虐待等の禁止）
- 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

保育における虐待等の防止 － 法制度の整備

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（児童福祉法第45条規定）
（児童福祉施設の一般原則）

- 第五条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

（虐待等の禁止）

- 第九条の二 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

② 施設職員による虐待に関する通報義務等について

○ 児童養護施設等職員、障害者施設職員、高齢者施設職員による虐待に対する制度上の仕組みと比較し、保育所等の職員による虐待に対する制度上の仕組みは限定的。

	通報義務	通報を受けた際の適切な権限行使	都道府県による事案の公表	国による調査・研究	国によるガイドライン等の有無
児童養護施設等職員による虐待	○ (児童福祉法33条の12) ※都道府県等へ	○ (児童福祉法33条の14)	○ (児童福祉法33条の16)	○ (児童福祉法33条の17)	○
障害者施設職員による虐待	○ (障害者虐待防止法16条) ※市町村へ	○ (障害者虐待防止法19条)	○ (障害者虐待防止法20条)	○ (障害者虐待防止法42条)	○
高齢者施設職員による虐待	○ (高齢者虐待防止法21条) ※市町村へ	○ (高齢者虐待防止法24条)	○ (高齢者虐待防止法25条)	○ (高齢者虐待防止法26条)	○
保育所等職員による虐待	×	○ (※1)	×	×	○ (※2)

(※1) 通報を受けた際の対応に関する規定は無いが、児童福祉法に基づく一般的な規定として、虐待等の事案に対して、都道府県等による指導監査等を通じて把握し、適切に対処していくこととなる。

(※2) 令和2年度の調査研究事業により委託事業者が作成した「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」を周知している。さらに、今般、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を作成。

最後に；保育における虐待等を防止するための課題

1. 市町村、都道府県の課題

- 市町村において「相談窓口」は設置されているものの、相談体制や事案発生の際の
保育所等との確認、情報共有といった手続きが十分に整備されているとは言い難い
- ガイドライン、研修体制などが明確に示されていない
- 保育所等への啓発、研修が十分に進められているとは言い難く、今後の取り組みが必要となる

2. 保育所等の課題

- 相談窓口の設置と、事案が発生した場合の組織的体制を整備する必要がある
- ガイドライン等が保育士間で十分に共有される必要がある
- 職員の認識を高めるための園内研修が必要となる